会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回行田市下水道事業運営審議会
開催日時	平成25年8月8日(木)
	開会:午後1時30分 ・ 閉会:午後3時20分
開催場所	水道庁舎 2階第3会議室
出席者(委員)	大河原梅夫 梁瀬里司 田尻要 金塚史郎 石塚二郎
	鈴木正夫 相原香保留 長島善江 白鳥拓治
, H	
欠席者(委員)	
氏 名	
事務局	小林都市整備部長 長谷見下水道課長 五十幡主幹
	中島主査 多田主任 岡田主事
	(1) 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区(「第8負担区」)
会 議 内 容	の設定及び単位負担金額について
云	(2)その他
	合流式下水道緊急改善事業について (報告)
会 議 資 料	(資料名・概要等)
	・行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区(「第8負担区」)
	の設定及び単位負担金額について
	・合流式下水道緊急改善事業について
その他必要	傍聴者なし
事 項	

発 言 者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
事務局	市民憲章の唱和
	1 開会
	2 委員紹介 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長 金塚委員
	行田市コミュニティ協議会 会長 鈴木委員
	3 事務局紹介
	4 部長挨拶 (小林都市整備部長)
会長	5 挨拶
	本日、ご審議いただく内容は、「行田都市計画下水道事業受益者負
	担金負担区(「第8負担区」)の設定及び単位負担金額について」で
	ある。
	受益者負担金は、下水道を整備する事業費の一部に当てるため、
	市民の皆様にご負担をいただくものである。
	公平・適正な負担の観点から、審議のほどお願いする。
事務局	本日の審議会は、委員定数9人に対し出席者は9人となっており、
	行田市下水道運営審議会条例第6条第2項の規定により委員の過半
	数が出席しており、本審議会は成立していることを報告する。
	また、本日の会議は、公開を原則とする。公開については、市ホ
	ームページ、市政情報コーナー等で公開する。なお、本日は、傍聴
	人がいないことを報告させていただく。
	それでは、議事の進行を大河原会長にお願いする。
	6議事
議長	本日の議題、諮問第1号「行田都市計画下水道事業受益者負担金
	負担区(「第8負担区」)の設定及び単位負担金額の設定について」、
	事務局より説明をお願いする。
事務局	「行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区 (「第8負担区」) の
	設定及び単位負担金額の設定について」説明する。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はあるか。
委員	工事の期間が平成25年度から平成34年度との説明があった

が、負担金の告示は平成35年度になってから行うのか。

事務局

負担金の告示は、条例改正に基づき行われるため、先に告示を行 う。

委員 事務局

末端管渠整備費について、消費税はどのように計算されているか。 現在の消費税5%で計算している。

委員

消費税は、最終的に10%になる見込みであるが、今回の350 円は、消費税が引き上げられることにより変更されるのか。

事務局

途中で変更を行うことは考えていない。

今回の地区は工業団地で会社が多いため、事務局で最も負担の大きくなるところを試算させていただいた。面積は約68,000㎡で、350円を乗じると2400万円弱となる。

委員

負担金が2400万円とのことだが、会社の汚水量はどの程度計算しているのか。

事務局

会社の水の使用形態にもよるが、多いところでは2ヶ月で100 万円を超えるようなところもある。

委員

今回の地区は、平成26年度から負担金が発生するが、支払い方 法はどのようになるのか。

事務局

負担金は、350円に面積を乗じて求めた金額になる。一般家庭で面積を150㎡とした場合、52,500円となる。負担金は、1度きりであるため支払いが終われば、完納となる。その後は下水道使用料のみの負担となる。負担金は、5年間で分割、更に1年当たり4回に分けて支払っていただく。一括での支払いも可能である。具体的に先ほどの例だと1回当たりの支払いは約2,600円になる。

委員

この分割に関しては、金利は発生しないのか。

事務局

金利などは発生しない。

委員

20回払いということでよいか。

事務局

そのとおりである。

委員

建設費について、国庫補助金の他に、税金や下水道使用料は使わ

れないのか。

事務局

下水道使用料は、主に下水道の維持管理費として使用している。 例えば、元荒川水循環センターで下水を処理する際に1立方メート ル当たり40円かかるため、その費用としている。また、市内のポ ンプ場の維持管理の費用としている。税金は、下水道は特別会計で あるため、一般会計から繰入金として入ってくる金額が税金に当た るものである。

委員

今現在、合流区域とされている地域が、今後徐々に分流となることはあるのか。

事務局

合流区域を分流区域に変更していくことは、現在のところ考えていない。これから新たに下水道を整備する地域は、分流式でしか整備できなくなっている。

委員

現在の合流区域はそのままということか。

事務局

そのようになる。

委員

負担金について、反対運動などが起こったことがあるか。

事務局

地元住民への説明を、工事を実施する前に行っている。その中で、 負担金について説明を行い、ご理解いただいている。

委員

負担金は、支払われないと行政処分の対象となるのか。

事務局

受益者負担金は国税滞納処分の例により、支払われない場合は、 滞納処分の対象となる。

委員

資料を見て、第2負担区から350円程度となっており、負担率 も1/5にしているため、市もがんばっているなという感想を持っ た。

議長

他に、質問等があるか。なければ、今回審議した内容を市長に答申したいと考えているが、承諾いただけるか。

(異議なし)

議長

議事が終了したので、議長の職をおろさせていただく。

事務局

それでは、次第「5 その他」として事務局から報告させていた

だく。

1	
	「合流式下水道緊急改善事業について」進捗状況の説明を行う。
	説明した内容について、ご質問等があるか。
会長	評価をするという話があったが、現地で説明を受けたほうがわか
	りやすいと思う。現地の視察を考えていただけないか。
事務局	承知した。現地視察について検討したい。
副会長	8 閉会